

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第一百七号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第四十五条 新証券取引法第九十八条第五項の規定は、この法律の施行の際現に新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当している証券取引所の役員である者（旧証券取引法第三十二条第四号イから二までのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>第四十五条 新証券取引法第一百一条第一項の規定は、この法律の施行の際現に新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当している証券取引所の役員である者（旧証券取引法第三十二条第四号イから二までのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。</p>